一　社団法人福岡県猟友会の名称

(一)　変更前の名称　社団法人福岡県猟友会

(二)　変更後の名称　一般社団法人福岡県猟友会

(三)　変更の年月日　平成二十六年四月一日

○国家公安委員会告示第十二号

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）附則第三項の規定による提出をした法人から、住所及び事務所の所在地の変更の届出があったので、同規則第四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十八日　国家公安委員会委員長　古屋　圭司

名称	変更前の住所及び事務所の所在地	変更後の住所及び事務所の所在地	変更の年月日
社団法人福岡県猟友会	福岡県福岡市中央区天神三丁目十―二十五福岡県森林組合連合会ビル	福岡県福岡市中央区長浜一丁目二番四号三ツ和ビル三〇二号	平成二十六年五月二十五日

○復興庁告示第三十一号

復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）の規定に基づき、復興庁が必要な予算を一括して要求し、確保する事業及び復興庁が実施に関する計画を定める事業を定める件（平成二十四年復興庁告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月二十八日　内閣総理大臣　安倍　晋三

第三条中「第二条第二十五号」を「第二条第三十号」に、「から第二十四号まで」を「から第二十九号まで」に改める。

附則を削る。

別表第一（第一条関係）の内閣府の項を削り、防衛省の項を次のように改める。

防衛省	防衛本省
	武器車両等整備費
	航空機整備費
	研究開発費
	人材確保育成費
	施設整備費

別表第二（第三条関係）を次のように改める。

別表第二（第三条関係）

東日本大震災復興特別会計　歳出予算

所管	組織	項
復興庁	復興庁	東日本大震災復興推進費
		原子力災害復興再生支援事業費のうち
		長期避難者生活拠点形成交付金
		福島定住等緊急支援交付金
		福島再生加速化交付金
		地域活性化等復興政策費のうち
		原子力施設等防災対策等交付金
		生活基盤行政復興事業費のうち
		消防防災施設災害復旧費補助金
		教育・科学技術等復興政策費のうち
		私立大学等経常費補助金
		私立高等学校等経常費助成費補助金
		国宝重要文化財等保存整備費補助金
		東日本大震災復興国立大学法人施設整備費
		社会保障等復興事業費
		農林水産業復興政策費のうち
		農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金
		農林水産業復興事業費
		住宅・地域公共交通等復興事業費のうち
		施設整備費
		防衛復興政策費のうち
		武器購入費
		通信機器購入費
		車両購入費
		諸器材購入費
		航空機修理費
		施設整備費
		航空機購入費
		東日本大震災復興事業費
		東日本大震災災害復旧等事業費
		農業生産基盤保全管理・整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入
		空港整備勘定自動車安全特別会計へ繰入

○総務省告示第百二十号

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第一条第二項及び第四項の規定に基づき、競馬を行うことができる市区町を次のとおり指定する。

右の指定は、平成二十六年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十六年三月二十八日　総務大臣　新藤　義孝

都道府県名	市区町名	競馬を行うことができる期限	条件
北海道	帯広市	平成二十七年三月三十一日	
岩手県	盛岡市	同右	競馬の実施については、一部事務組合で施行すること。
	奥州市		
埼玉県	さいたま市	同右	同右